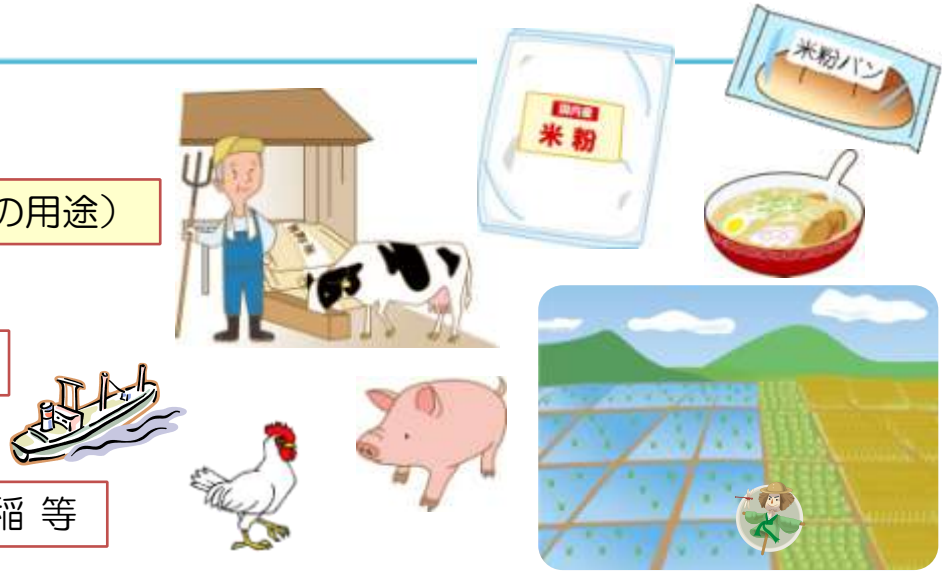


「新規需要米」に取り組む農業者の方へ

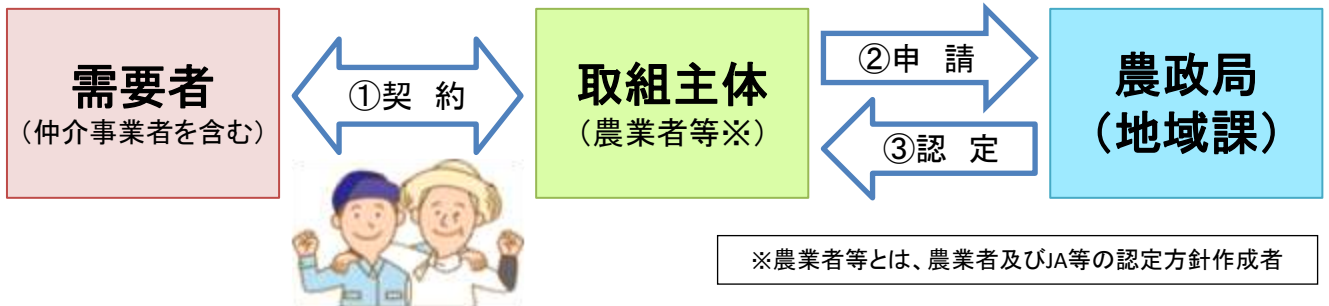
1 取組タイプ

- 家畜の飼料用米
- 米粉用（パン・麺等の用途）
- 飼料用稲（WCS）
- バイオエタノール用
- 海外輸出用
- 青刈り稲・わら専用稲 等



★水田活用の所得補償交付金で**8万円/10a**の対象となるのは、**米粉用・飼料用・WCS用稲**です。

2 新規需要米の取組イメージ



3 提出していただく書類

- 取組計画書 (農業者等が作成)
- 販売等に関する契約書 (農業者等⇄需要者) (契約には仲介事業者を含む)
- 需要者等の誓約書 (需要者・仲介事業者・委託とう精業者等)

※自家利用の取組の場合は、誓約書の提出をもって契約書の提出は不要となります。青刈り等、子実を採らない取組については、誓約書は不要です。

✓ 農政局への提出期限は**6月30日**までです。

4 新規需要米の管理について

主食用品種で取り組む場合

(生産、収穫及び乾燥調製も
主食用米と一括管理)

- 地域単収(生産数量目標の配分に用いた単収)で当初の契約数量を面積に換算し、生産予定面積を決めます。
- **10/15現在の作況指数**に応じ、契約数量を変更します。(変更後の契約数量)
- 変更後の契約数量に応じて出荷します。

主食用品種で取り組む場合

(生産、収穫及び乾燥調製も
主食用米と区分して管理)

- 地域単収(生産数量目標の配分に用いた単収)で当初の契約数量を面積に換算し、生産予定面積を決めます。
- **作付ほ場の全収穫量**に応じて契約数量を変更します。(変更後の契約数量)
- 変更後の契約数量に応じて出荷します。

※取組計画書に管理方法を記載してください。

【区分管理を行う際の留意事項】

- 出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合は、理由書等の提出が必要です。(米粉用米・飼料用米)理由書等の内容が、合理的な理由として認められない場合は、水田活用の所得補償交付金は交付されません。
- ふるい下米等の需要者が引き取らない米穀についても用途限定米穀ですので、「改正食糧法」に基づく適正な管理が必要です。

【参考:区分管理の例】

- 主食用と収穫作業を分けて行い、その後の乾燥調製作業も区分して行うこととし、作業日誌を記帳することで、区分管理したことを証明する。
- 飼料用米について、ほ場乾燥することとし、地域の主食用米の収穫が終了してから収穫、乾燥調製作業を行うことで区分管理する。

多収性品種等で取り組む場合

(生産、収穫及び乾燥調製を
主食用米と区分して管理)

- 地域単収(農業試験場の実証単収等の客観性のある単収)で当初の契約数量を面積に換算し、生産予定面積を決めます。
- **作付ほ場の全収穫量**に応じて契約数量を変更します。(変更後の契約数量)
- 変更後の契約数量に応じて出荷します。

(共通事項)

- ・新規需要米は原則として、ほ場を特定する必要があります。
- ・農業者及び需要者等は飼料用米、米粉用米等の取引に関する帳簿等を備え付ける必要があります。
- ・**自然災害**等により減少した場合は、別途確認できる書類の提出により数量変更できます。(一括管理)

5 新規需要米の「横流れ防止」について

「改正食糧法に基づく遵守事項」 「米トレーサビリティ法に基づく措置」

＜不正転用による不当利益防止＞

＜流通ルートの特定＞

＜食糧法＞

- ・定められた用途以外の使用・販売を禁止。
- ・他の米穀と、用途ごとに別はいにするなど明確な区分管理を徹底。
- ・販売する場合には、紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示。

＜米トレーサビリティ法＞

- ・出荷・販売する場合は記録を作成し、3年間保存。

お問い合わせ先 (ご不明な点については、下記お問い合わせ先又は地域協議会等にご相談下さい。)

中国四国農政局食糧部計画課	086-223-3186	中国四国農政局戸別所得補償制度推進室	086-230-1061
中国四国農政局消費・安全部地域第一課	086-223-3192	中国四国農政局消費・安全部地域第二課	086-424-1077
中国四国農政局消費・安全部地域第三課	0868-22-5151	中国四国農政局消費・安全部地域第四課	086-955-0385